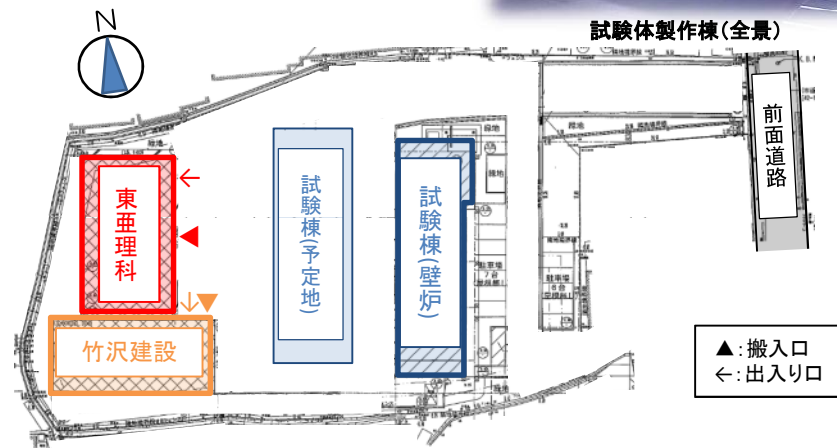


## 【お知らせ】試験体製作棟が完成しました

### ■耐火防火試験室(池田)に試験体製作棟が完成しました。

試験体製作会社(下記2社)が、2016年1月より試験体製作を開始しました。



○(株)東亜理科は、池田工場に加え、茨木、豊中工場も今まで通り稼働します。製作工場が複数となりますのでご注意ください。試験体の製作場所、材料の納品場所等は、当法人の評価担当からご連絡いたします。

○竹沢建設(株)は、カネカ営業所(摂津市)に試験体事業を一部残し池田工場に移転となります。また、耐火試験用だけでなく、静的載荷試験用の試験体も製作可能となります。

試験棟の隣で試験体製作を行うことにより、試験体製作から試験実施まで、これまでよりスムーズに実施出来るようになります。

## 【ご紹介】試験体選定・新評価方法

### ①CFT造柱の防耐火構造性能評価について

2015年6月の業務方法書の改定により、CFT造柱の無載荷加熱試験(鋼材温度判定試験)が選択できるようになりました。

#### 【鋼材温度判定値】

- ・最高温度450℃、平均温度350℃を超えないこと

今回の改定により、これまで載荷加熱試験が行えなかった高強度材料を用いた性能評価が可能になりました。

### ②防耐火構造の大臣認定における適用鋼材拡大について

柱、梁等の荷重支持部材に使用される鋼材について、試験体をJIS鋼材で受験することにより、BCR、BCP、建築基準法37条に基づく指定建築材料の大臣認定を受けた鋼材※1を申請仕様に含めることができるようになりました。

但し、これらを申請仕様に含めるには日本鋼構造協会(以下、JSSC)傘下の鋼材高温特性調査特別委員会のメンバーになる必要があります。

手続きの詳細はJSSCのホームページをご確認ください。

[http://www.jssc.or.jp/high\\_temperature/index.html](http://www.jssc.or.jp/high_temperature/index.html)

※1: JIS鋼材と高温性能の同等性が確認された鋼材に限る

### ③試験体選定基準-防耐火性能試験・評価業務用について

防耐火構造の性能評価における試験体仕様の基本的な選定基準を示した「試験体選定基準-防耐火性能試験・評価業務用-」を当法人のホームページに掲載しました。申請図書等の作成時にご活用ください。

[http://www.gbrc.or.jp/contents/building\\_confirm/minister\\_authorization/taika\\_buzai2.html#shikentai](http://www.gbrc.or.jp/contents/building_confirm/minister_authorization/taika_buzai2.html#shikentai)

詳細は防耐火構造の評価担当までお問合せください。

## 【お知らせ】分割申請方法の変更について

大臣認定申請において、これまで「一仕様一認定」が基本とされていましたが、仕様にバリエーションがある場合の分割申請の方法が、2015年11月から合理化されました(一仕様として取扱う範囲を変更)。

### 1.ルール

- (1)列記する材料は[ ](全角)で括り、最後に列記される材料は「又は」を用いてつなぐ。
- (2)「なし」仕様は別件での扱いとし、構造名には記載しません。

### 2.構造名の例

#### 2.1 防耐火構造

##### (1)壁の評価

- ・構造用面材[木質系ボード、せっこうボード、…又は○○]

##### (2)屋根の評価

- ・葺き材[めっき鋼板製、ステンレス鋼板製、…又は○○]  
→材料の種別毎に「○○製」と表記します。なお、二重折板屋根の場合、葺き材は「上葺き材」「下葺き材」と表記しますのでご注意ください。
- ・裏打材[無機質系、合成樹脂系、…又は○○]  
→これまで「○○系断熱材」と表記していましたが、裏打材であるため「断熱材」の記載は省略されます。

#### 2.2 屋根飛び火

- ・支持部材[木製、鋼製、…又は○○]屋根  
→これまで「○○下地」と表記していましたが、「支持部材」として纏めるため「下地」の記載は省略されます。
- ・野地板[木質系ボード、セメント板、…又は○○]  
→2.1(1)構造用面材と同じです。

### 【編集後記】

新年明けましておめでとうございます。年末年始のお休みは天気も良く暖かい日が続きましたので、皆様もリフレッシュして新しい年を迎えられているものと思います。当法人は、耐火防火試験室(池田)に試験体製作棟も完成し、新たな体制で新年を迎えることができました。これからも皆様のお役に立てるように努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

## 【ご報告】業務説明会を開催しました

2015年11月13日に、業務説明会「防耐火構造・防火材料の大臣認定取得について」を開催しました。今回、「初めて大臣認定を取得されたい方」、「過去に取得したが、間が空いてしまった方」を対象とし、156名の方にご参加いただきました。



業務説明会の様子

当日は、大臣認定制度、申請に必要な書類の書き方、及び最新情報に関してご説明いたしました(当日のプログラムはメールマガジンVol.02をご参照ください)。

当日実施したアンケートでは、「よく理解できた」、「理解できた」と回答された方が約85%と、高い満足度が得られました。またその他、多数のご意見を頂戴しましたので、今後の参考にしたいと考えております。

次回の開催は2年後に予定しており、テーマとしては「試験体の選定ルール」をカテゴリー(主要構造部、防火設備、飛び火、防火材料)で分類してご説明することを検討しています。

最新情報は、随時本メールマガジンで配信致しますのでよろしくお願いいたします。

## 【認定情報】大臣認定期間

2016年1月現在、大臣申請から約2.0ヶ月後に認定書が交付されております。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課  
担当：中野、門岡、水野、松田(防耐火構造、防火設備)  
中道、鈴木(防火材料、飛び火)  
TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680  
E-mail：seinou2@gbrc.or.jp